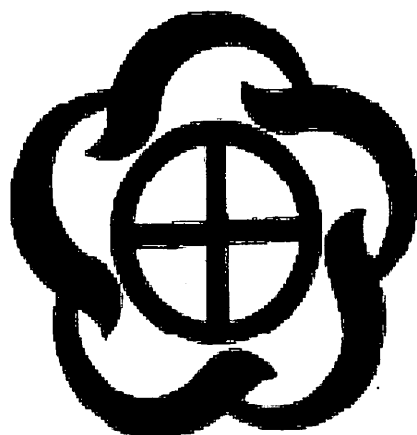


令和 5 年度

学校教育計画



枚方市立津田小学校

〒573-0126

大阪府枚方市津田西町1丁目33番1号

TEL 050-7102-9052

FAX 072-858-8034

e-mail tsuda-e00@city.hirakata.ed.jp

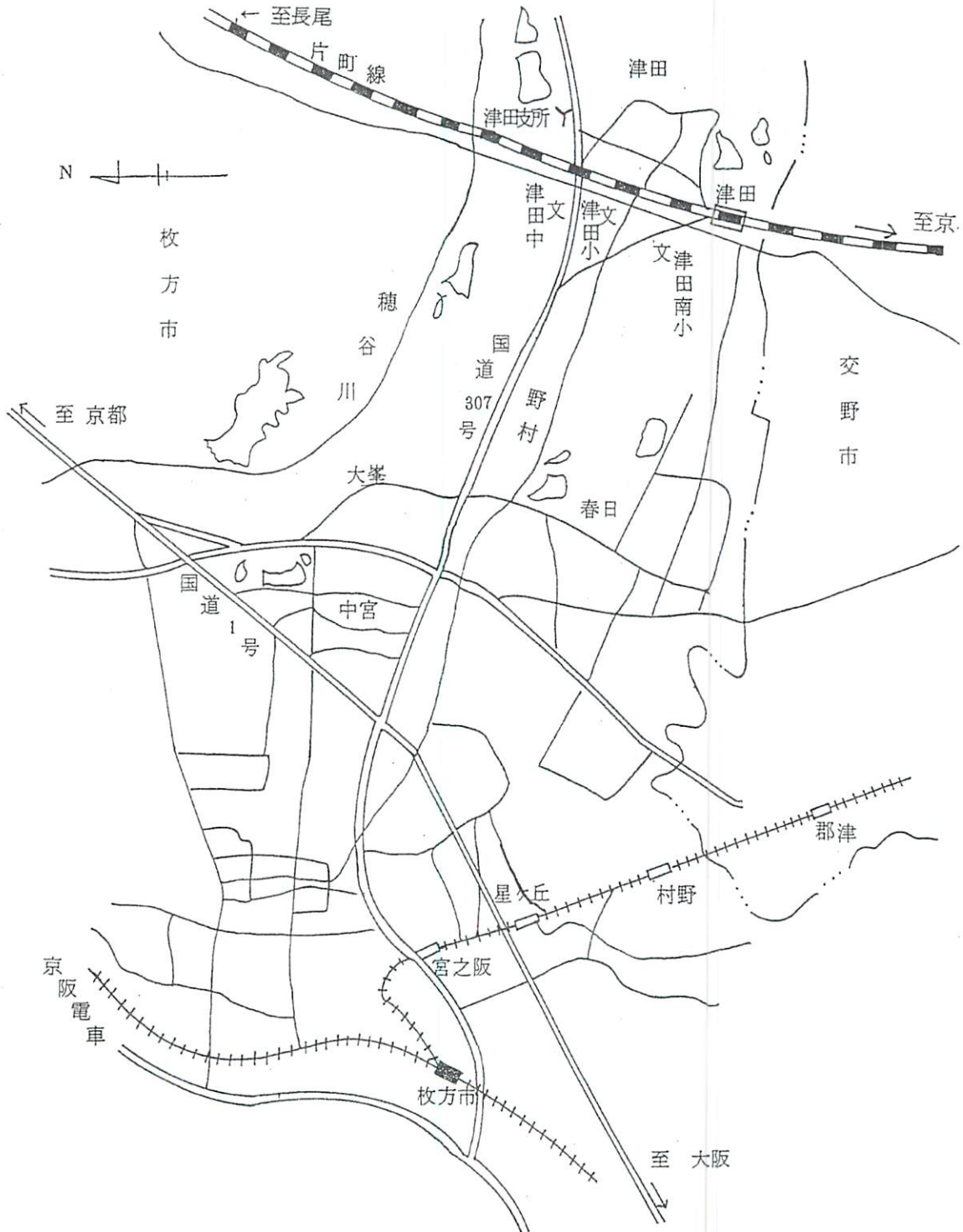
1. 学校の概要

(1) 所在地 〒573-0126 大阪府枚方市津田西町1丁目33番1号

電話番号 050-7102-9052 FAX 番号 072-858-8034

e-mail tsuda-e00@city.hirakata.ed.jp

東経 135度 42分 北緯 34度 48分 海拔 48m



(2) 校地面積 14,053㎡ 運動場面積 7,390㎡

(3) 沿革の概要

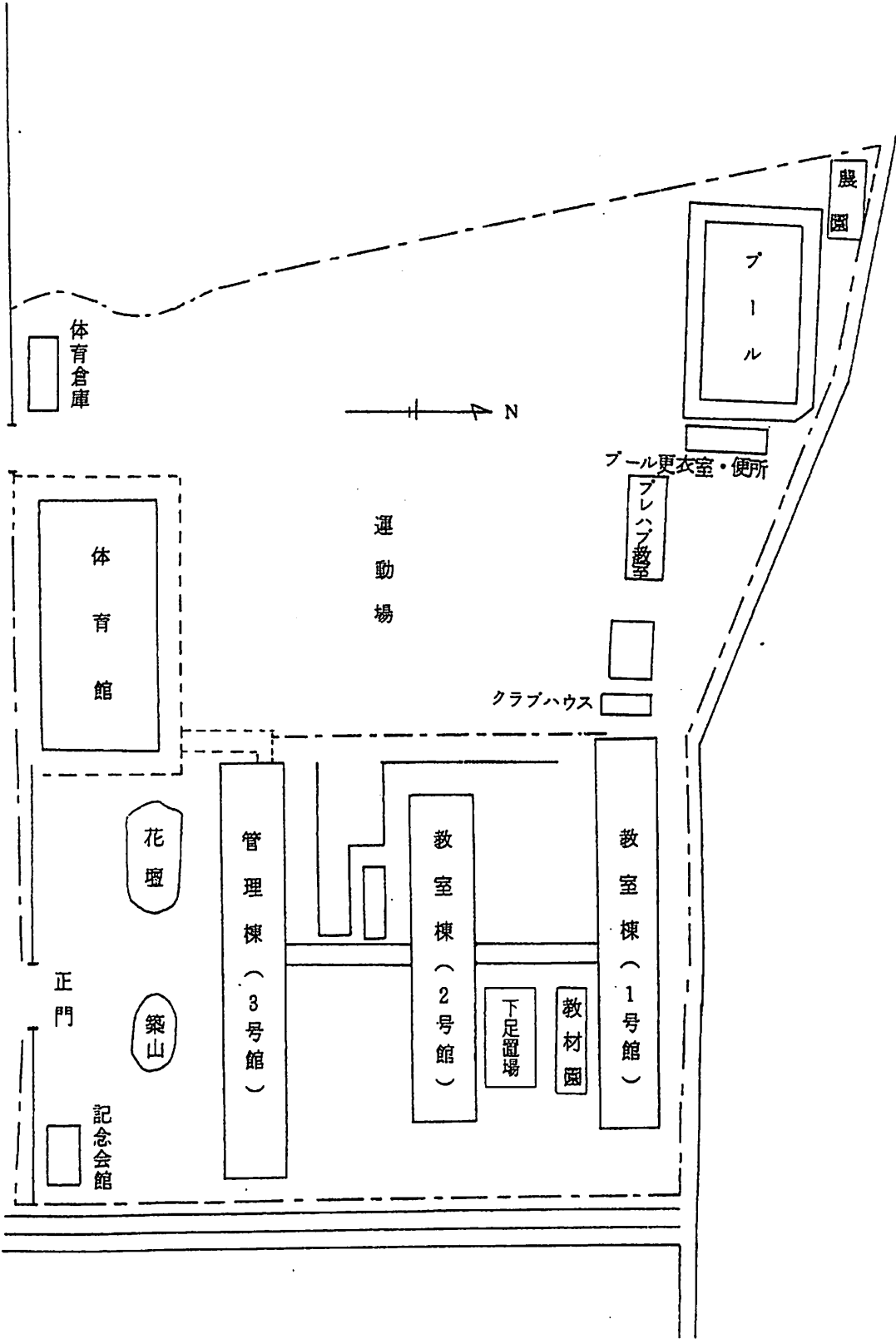
明治5 (1872) 年 6月10日	創立(河内国第6区郷学校と称す) 交野郡津田村111番地屋敷尊光寺を校舎に借用
// 6 (1872) 年 5月	62番小学と改称
// 8 (1875) 年 4月	津田小学と改称
// 14 (1881) 年10月5日	津田村第1690番地字昌津に新校舎完成移転
// 20 (1887) 年 4月	津田尋常小学校と改称
// 45 (1912) 年 4月	津田尋常高等小学校と改称
大正2 (1913) 年12月	津田農業補習学校と改称
// 11 (1922) 年 4月	// を併設
// 15 (1926) 年 7月	津田農業補習学校に津田村立津田青年訓練所を併設
昭和5 (1930) 年 6月	校地を津田村大字津田小字馬田に移転し、旧校舎を仮校舎として使用
// 11 (1936) 年 3月	仮校舎より新校舎へ移転
// 12 (1937) 年 9月1日	校歌を制定
// 16 (1941) 年 9月	津田国民学校と改称
// 22 (1947) 年 4月	北河内郡津田町立津田小学校と改称
// 28 (1953) 年 6月	創立80周年を記念して時代に即応させる校歌を制定
// 29 (1954) 年 9月	創立80周年記念会館設立
// 30 (1955) 年10月	枚方市立津田小学校と改称
// 34 (1959) 年 9月	プール竣工
// 36 (1961) 年 3月	体育館竣工
// 42 (1967) 年 6月	プール浄化装置・脱衣所・便所竣工
// 43 (1968) 年 8月	北側3教室解体
// 44 (1969) 年 3月	鉄筋3階5教室竣工
// 45 (1970) 年12月	鉄筋3階6教室竣工
// 46 (1971) 年 3月	鉄筋3階6教室竣工
// 47 (1972) 年 5月	管理棟東側半分完成
// 48 (1973) 年 7月	管理棟西側半分完成
// 49 (1974) 年 3月	2号館6教室完成 給食置き場・渡り廊下完成
// 49 (1974) 年11月	体育館完成 体育倉庫完成
// 50 (1975) 年 8月	正門完成 運動場・児童用便所設置
// 51 (1976) 年 3月	プレハブ3教室・児童用便所設置
// 51 (1976) 年 3月	プレハブ2教室設置
// 53 (1978) 年 3月	プレハブ4教室設置
// 54 (1979) 年 3月	プレハブ9教室解体
// 54 (1979) 年 4月	津田南小学校開設に伴う学校分離
// 55 (1980) 年 7月	プール改修
// 56 (1981) 年 4月	プレハブ1教室設置
// 56 (1981) 年 5月	クラブハウス設置

昭和57	(1982)	年	4月	プレハブ1教室設置	
//	58	(1983)	年	4月	プレハブ1教室設置
//	59	(1984)	年	10月	プレハブ1教室撤去
//	60	(1985)	年	2月	プール更衣室改築
//	60	(1985)	年	3月	校務員・代行員・休養室改増築
//	61	(1986)	年	9月	1号館外壁塗装
//	61	(1986)	年	9月	留守家庭児童会改築
//	62	(1987)	年	3月	貯水槽移転改築
//	62	(1987)	年	9月	1号館大規模改修
//	62	(1987)	年	9月	プレハブ2教室移転
//	63	(1988)	年	3月	築山改修
平成	元	(1989)	年	4月	プール改修
//	2	(1990)	年	1月	体育館屋根改修
//	2	(1990)	年	3月	下足箱改修
//	3	(1991)	年	3月	築山周辺改修
//	4	(1992)	年	11月	創立120周年記念行事
//	5	(1993)	年	3月	通用門・正門改修
//	6	(1994)	年	11月	運動場(砂場付近)防球ネット設置
//	9	(1997)	年	9月	2号館外壁塗装 2号館～3号館渡り廊下改修
//	10	(1998)	年	9月	2号館大規模改修(各教室) 1号館養護教室改修
//	10	(1998)	年	11月	2号館大規模改修(渡り廊下・下足室)
//	13	(2001)	年	1月	コンピュータ室整備
//	13	(2001)	年	8月	給食コンテナ室改修
//	14	(2002)	年	11月	創立130周年記念行事
//	15	(2003)	年	3月	プール改修
//	15	(2003)	年	8月	体育館改修
//	16	(2004)	年	7月	1号館非常階段改修
//	18	(2006)	年	8月	3号館廊下部分内装改修(玄関含む)
//	19	(2007)	年	8月	1号館、3号館耐震工事
//	20	(2008)	年	8月	PFI事業 全教室エアコン設置
//	20	(2008)	年	10月	PFI事業 運動場芝生貼り
//	21	(2009)	年	1月	PFI事業 緑のカーテン設置
//	21	(2009)	年	8月	3号館大規模改修(外壁塗装、窓枠)
//	22	(2010)	年	1月	運動場遊具新規設置
//	22	(2010)	年	11月	体育館耐震補強工事
//	28	(2016)	年	1月	留守家庭児童会 元津田幼稚園敷地へ移転
//	28	(2016)	年	2月	プール底改修工事
//	30	(2018)	年	8月	2号館外壁塗装・3号館トイレ改修
//	30	(2018)	年	12月	体育館電源・電灯改修
令和	2	(2020)	年	12月	3号館トイレ改修終了
//	2	(2020)	年	9月	体育館外壁塗装
//	3	(2021)	年	8月	1号館トイレ改修終了
//	4	(2022)	年	6月	創立150周年記念行事

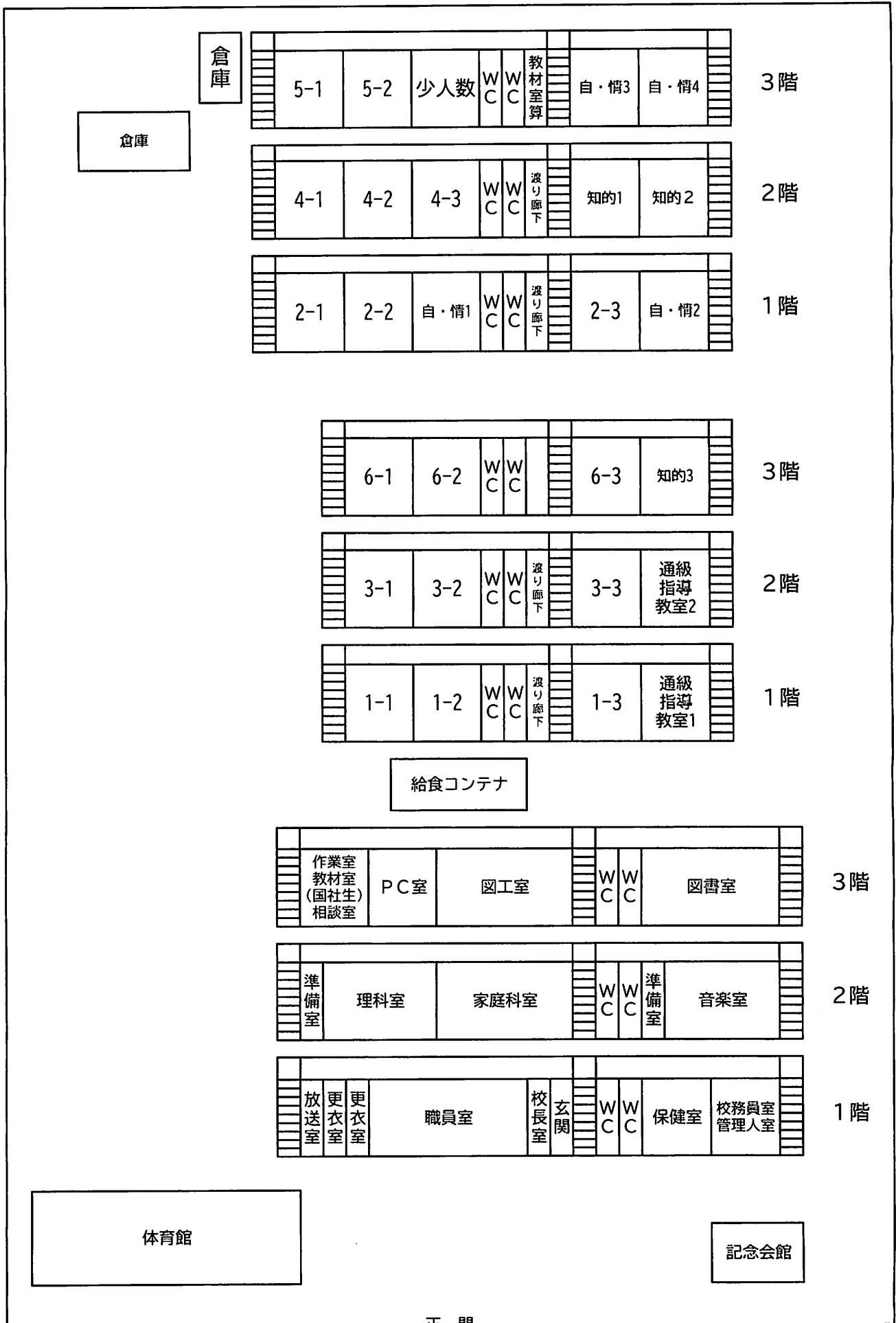
令和 5 (2023) 年 3月

2号館トイレ改修終了

(4) 校舎配置図



令和5年度 教室配置図



正門

(6) 学校概要

本校は、万葉の昔より歌にも歌われた交野が原の一隅に、河内国第6区郷学校(尊光寺)として、1872年(明治5年)6月に開校された歴史と伝統のある学校であり、開校以来、昨年に150年周年を迎えた。

現在の校区は、細長く東西4.2km、東は枚方国際ゴルフ場(宮山町、津田山手3丁目)から、西は市立総合体育館(中宮大池2丁目)に至る地域である。校区中央には国道307号が走り、JR学研都市線も通っており、市役所津田支所をはじめ生涯学習支援センター、消防署等官公庁施設も建ち並ぶ枚方市東部の玄関口でもある。昔からの集落には、酒造りや竹ぼうき作りという伝統産業はなくなったものの、規模が縮小されたとはいえ、そうめん作りが今も根付いている。

学校規模は、現在24学級、児童数478名であり、中規模の学校である。本校児童は、素直で明るく、与えられた事はやり遂げようとする子どもが多い。

PTAや子ども会をはじめ、地域コミュニティ協議会、津田ふれあい地域教育協議会等の地域の諸団体とも連携し、子どもの健全育成や不審者等から子どもたちの安全を守るための様々な取組を実施している。保護者、地域の方々も本校の教育に協力的である。

本校では、子ども一人一人の個性を尊重し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成に努めている。本市の学校運営に関する留意事項を踏まえながら、信頼される学校づくり、開かれた学校づくりを推進するために学校運営協議会を設置、全国学力・学習状況調査や学校教育自己診断の結果を分析し、保護者、地域の信託に応えるべく取組を推進している。また、学習指導要領に沿った教育課程の編成により、「各教科」「特別な教科 道徳」「総合的な学習の時間」等の充実に努め、未来を託す子どもたちの健やかな成長を願い、日々教育活動に取り組んでいる。

(7) 学年・学級編制

令和5年5月1日現在

	児童数			学年計	
	男	女	計		
1-1	11	13	24	男	33
1-2	11	13	24	女	38
1-3	11	12	23	計	71
2-1	13	12	25	男	40
2-2	14	12	26	女	36
2-3	13	12	25	計	76
3-1	11	13	24	男	33
3-2	11	13	24	女	39
3-3	11	13	24	計	72
4-1	13	16	29	男	38
4-2	12	17	29	女	49
4-3	13	16	29	計	87
5-1	19	19	38	男	38
5-2	19	20	39	女	39
				計	77
6-1	17	14	31	男	53
6-2	18	14	32	女	42
6-3	18	14	32	計	95
支援(自情1)	4	3	7	※支援学級在籍児童数は、外数。	
支援(自情2)	4	3	7		
支援(自情3)	4	3	7		
支援(自情4)	4	3	7		
支援(知的1)	3	3	6		
支援(知的2)	5	1	6		
支援(知的3)	5	1	6		
児童合計	235	243	478		478

(支援学級児童数は各クラス児童数に含む)

(8) 地区別学年別児童生徒数

令和5年 5月1日現在

No	町丁名	中学校 校区	学年別児童数						合計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	
1	中宮大池二丁目	津田中学校	0	0	0	0	0	0	0
2	津田元町一丁目	津田中学校	7	7	2	6	8	6	36
3	津田元町二丁目	津田中学校	7	4	8	10	8	12	49
4	津田元町三丁目	津田中学校	2	7	3	9	4	7	32
5	津田元町四丁目	津田中学校	3	1	4	3	6	6	23
6	津田東町一丁目	津田中学校	3	7	3	4	2	5	24
7	津田東町二丁目	津田中学校	6	6	5	0	8	5	30
8	津田東町三丁目	津田中学校	5	5	6	5	7	4	32
9	津田西町一丁目	津田中学校	2	4	13	7	2	7	35
10	津田西町二丁目	津田中学校	0	0	0	1	1	1	3
11	津田北町一丁目	津田中学校	0	0	0	0	0	1	1
12	津田北町二丁目	津田中学校	17	8	7	14	8	6	60
13	津田北町三丁目	津田中学校	0	1	0	0	0	1	2
14	大峰元町一丁目	津田中学校	6	3	4	1	1	2	17
15	大峰元町二丁目	津田中学校	1	11	5	7	6	6	36
16	大峰東町	津田中学校	0	1	0	0	0	1	2
17	大峰南町	津田中学校	3	3	2	3	1	4	16
18	大峰北町一丁目	津田中学校	0	0	1	0	0	1	2
19	大峰北町二丁目	津田中学校	0	0	1	0	0	0	1
20	野村中町	津田中学校	6	5	8	12	14	15	60
21	野村北町	津田中学校	3	3	0	4	1	4	15
22	津田山手二丁目	津田中学校	0	0	0	0	0	1	1
23	大字津田	津田中学校	0	0	0	0	0	0	0
24	区域外		0	0	0	1	0	0	1
25									0
26									0
27									0
28									0
29									0
30									0
学年別児童数合計			71	76	72	87	77	95	478

2. 学校の経営

(0) 枚方市の教育目標

学び合い、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立・協働・創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

(1) 学校教育目標・学年目標

「元気勉励」 … 元気で勉強に励む学校

- 知育 自分で考え、進んで実行する子ども
- 徳育 きまりを守り、仲よく助けあう子ども
- 体育 元気で明るい子ども

【スローガン】

学校・家庭・地域は三位一体

「伝え合い、つながり合おう」 ～ともに学び、ともに育つ～

【めざす子ども像】

- ・自分も、人も大切にできる子
- ・自信をもって、がんばる子
- ・自分の考えや想いを伝えられる子、相手の考えや想いを受け入れられる子

学年	学年の目標
1年	えがお ㊟がおいっぱい ㊟んばろう ㊟ー！
2年	すまいる ㊟すんであいさつ ㊟ちがえてもだいじょうぶ ㊟っしょうけんめい がんば㊟！
3年	たいよう 見つけよう！やってみよう！考えてみよう！
4年	One 4 All
5年	独立自尊～心身の独立を全うし、自らその身を尊重すべし～
6年	unlimited ∞

(2) 学校重点目標

「令和5年度学校園の管理運営に関する指針」を踏まえ、以下の重点目標を設定する。

1 確かな学力と自立を育む教育の充実

(1) 学校運営体制

- ・学校経営方針等を全体で共有するとともに、責任を明確にした体制の確立と校内組織の活性化
- ・教職員が児童と向き合う時間の確保 ⇒ 事務負担軽減等の取組を推進
- ・義務教育9年間を見通した学力向上の取組及び幼保こ小等の連携（架け橋プログラム）
- ・コミュニティ・スクール及びPTA協議会との連携

(2) 学習指導

- ・学力向上委員会を校内組織体制に位置付け、年間指導計画に沿った学習の進捗状況を管理
- ・「Hirakata 授業スタンダード」(第3ステージ)に基づいた授業づくりや教材研究、1人1台タブレットのICT機器等を効果的に活用するなど、授業改善に向けた取組を推進
- ・情報教育推進ワーキングチームや学年主任等を中心とし、組織的・計画的な取組を推進し、「個別最適な学び」「協働的な学びを充実」⇒子どもが主役の学習活動 「教え」から「学び」へ
- ・「カリキュラム・マネジメント」を確立し、教育活動の質の向上を推進
- ・外国語によるコミュニケーション能力を向上
- ・「枚方版ICT教育モデル」の活用とデジタル・シティズンシップ教育の取組を推進

(3) 進路指導(キャリア教育)

- ・中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進
- ・急激に変化する時代の中で、一人一人の児童・生徒が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識したキャリア教育の推進

2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

(1) 道徳教育

- ・児童が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即して指導の推進

(2) 人権教育

- ・課題別の校内体制を整備し、組織的な指導を実施
- ・人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害のある者、同和教育等、様々な人権課題の解決をめざした教育を推進(すべての教育活動において実施)
- ・ハラスメントの厳禁と未然防止
- ・子どもの見守り体制の確立 ⇒ 児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー 等
- ・関係機関及び専門家等との連携

(3) 健康教育

- ・食物アレルギー対応マニュアルの策定と事故防止の徹底
- ・熱中症を予防するため、健康観察をはじめ、こまめな水分・塩分補給や休息を促すなど、健康管理の徹底
- ・教職員だけでなく、児童も感染症対策のポイント「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」を理解し、誰もが適切に対策を実施
- ・「生命(いのち)の安全教育」の指導を推進【保健指導・講師による授業(3年・6年)】

3 教職員の資質と指導力の向上

(1) 教職員の服務

- ・教職員の不祥事防止の徹底
- ・教職員による児童等へのハラスメントの厳禁と未然防止、研修の実施

(2) 働き方改革

- ・教職員の健康及び福祉の確保
- ・働き方改革の浸透
- ・業務の在り方の適正化

(3) 教職員研修

- ・日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進
- ・「Hirakata 授業スタンダード」を基盤とした授業改善
- ・すべての教職員が人権感覚を高め、人権問題を正しく理解
- ・個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学びに向けた取組を推進

4 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

(1) 支援教育

- ・インクルーシブ教育システムの理念をふまえた取組の推進と「ともに学び、ともに育つ」という観点から、人権が尊重された教育の推進
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をふまえ、障害のある児童等と保護者の意向を受け止め、合意形成を図るとともに、合理的配慮を踏まえた支援教育への取組
- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎの推進
- ・障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう障害のある子どもの学びを充実

5 社会に開かれた学校づくりの推進

(1) 学校・家庭・地域の連携

- ・社会に開かれた教育課程の実現に向けた取組推進
- ・「地域とともにある学校づくり」の推進・・・コミュニティ・スクール
- ・積極的な情報発信と連絡体制の充実（学校ブログやミルメール等の活用）

6 学びのセーフティネットの構築

(1) 安全

- ・定期的な安全点検と事故防止
- ・様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を地域と連携して実施
- ・危機管理マニュアルの見直しと危機管理体制の確立

(2) 生徒指導

- ・いじめ対応のシステム確立とチーム対応
- ・体罰を許さない指導体制の確立と児童等を真に大切にしている教育活動を展開
- ・子どもが発する「心のサイン」や状況の把握、組織として見逃さない体制の構築
- ・子どもの些細な変化を教職員で共有するとともに、不登校または不登校の兆しのある児童に対し、機を逃さず、きめ細やかで適切な対応を行う。

7 学びを支える教育環境の充実

(1) 教育環境の活用

- ・「自分たちの学校を大切に使おう」という気持ちを育成
- ・教職員が「情報セキュリティポリシー」に沿ったリテラシーを身につけ、活用

8 生涯学習の推進と図書館の充実

(1) 学校図書館機能の充実

- ・読書を通して、豊かな心を育むとともに、主体的な問題解決や探求活動に取り組み、情報活用能力等を育成
- ・司書教諭・学校司書を中心に、読書活動の推進
- ・学校図書館の効果的な活用

(3) 本年度の具体的目標

I 学校運営

- (1) 企画委員会を中心とした組織的で効率的な会議の運営を行う。
 - ・評価・育成システムを有効に活用し、教職員の学校運営参画意識を高める。
 - ・教職員相互の共通理解に努め、協働意識を高める。
 - ・各校務分掌の職務と主担者を明確にし、目標達成に向けて機能化を図る。
- (2) 家庭や地域との連携を通して、開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努める。
 - ・ミルメールの効果的な活用やICTを活用した双方向の連絡手段を活用し、保護者との連絡が途切れないよう努める。
 - ・ホームページやブログ等を有効活用し、学校や子どもの状況等について、情報の公表に努める。
 - ・保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった児童の安全確保の取組を推進する。
 - ・オープンスクールをはじめ、自由参観期間を設定するなど、学校の諸活動において、保護者や地域の方に児童や学校の様子や取組等を周知する。
 - ・学校教育自己診断等で明らかになった課題の解決に努め、保護者や地域との信頼関係を強める。
 - ・地域の人材等の活用を図り、学校独自の人材バンクの整備に努める。
 - ・学校運営協議会による学校評価を参考にし、改善に活かす。
 - ・個人情報漏洩には、生命・身体を脅かす危険性もあることを認識したうえで、情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制及びファイリングシステムを確立し、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて管理する。
- (3) 「学びの連続性の確立」のため、津田中学校区内の幼保こ小中連携を進める。
 - ・幼保こ小中連携委員会・小中一貫校推進委員会を中心に、校区内の保育園等、小学校、中学校との交流を深める。
 - ・学習規律の定着と学びの連続性の確立について一層の深化を図るとともに、義務教育9年間を見据えたカリキュラム（指導計画）の研究・実践に取り組む。

II 学習指導

- 児童一人ひとりの学力を高めるために、指導方法や指導内容の改善に努め、基礎基本の定着を図る。
- ・学力向上委員会を設置し、児童の基礎学力向上を最重要課題に位置づける。今年度も昨年度に引き続き、「協働学習」を校内研修のテーマとして取り組む。また、1人1台配備されたタブレット端末等の機器を効果的に活用しながら、学力向上推進担当者及び情報教育推進ワーキングチームメンバー、学年主任を中心に組織的に推進する。
 - ・学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びに向かう力・人間性等の涵養を図る。
 - ・学期末、学年末テストの結果を分析し、達成目標を明確にした組織的な取組を進める。
 - ・「全国学力・学習状況調査」等の結果を踏まえ、児童の学力や学習状況等を把握・分析し、学力向上に向けた成果や課題を検証し、基礎学力の定着と活用力の育成を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める。
 - ・わかりやすく魅力ある授業の研究・実践と評価の研究を進め、授業を積極的に公開する。
 - ・「Hirakta 授業スタンダード」を基盤とした学習環境の充実を図り、発達段階に応じた学習規律を確立する。
 - ・タブレット端末等を活用し、児童の自学自習力の育成と基礎基本の定着を図る。

- ・タブレット端末等を効果的に活用した授業等に積極的に取り組み、ICTの活用力の向上に努める。
- ・自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の利用による健康との関りを理解することなど、児童の情報モラルの育成に努める。
- ・外国語（英語）教育において、中学年では、外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実し、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。また、高学年では、外国語（英語）で自分の考えや気持ちを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- ・学校図書館において、読書センター機能の充実のため、発達段階に応じた読書環境づくりを進めるとともに、読書習慣の確立を図る。また、学習・情報センター機能の充実のため、各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、児童の情報活用能力の育成や主体的な学習活動を支援する。
- ・学校司書の専門性を活かし、読書活動を推進し、学校図書館の効果的な活用に努める。また、学習がしやすいよう環境整備を行う。
- ・SDGsをはじめとした国際社会のめざすべき方向性や社会課題に向き合い、その解決に向けて具体的な取組を行うことができるよう、教科等横断的に問題発見・解決能力を育成する。
- ・環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通じて、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進する。
- ・体験的活動を重視し、地域素材や地域人材の活用に努める。
- ・児童の「確かな学力」を育むため、5・6学年において随時、少人数指導を行う。
 - ※算数科において少人数指導を実施し、個に応じたきめ細かな指導をおこなう。
 - ※指導形態は、担任と少人数指導担当によるTT、均等分割、習熟度別クラス編成で行う。

Ⅲ 進路指導・キャリア教育

幼児期の教育から中学校卒業後の教育への連続性も視野に入れ、義務教育9年間の教育活動を通じて、取り組む。

- ・希望と安心感を持って中学校へ進学できるよう、中学校に関する情報を適切に発信する。
- ・支援を要する児童及び保護者に対し、必要かつ適切な説明や情報提供を行い、進路支援に努める。
- ・小学校入学から中学校卒業までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができる「キャリア・パスポート」を有効活用し、中学校区で子どもの変容を共有する。
- ・地域の人材等を活用した進路にかかわる啓発的な体験活動を積極的に取り入れ、働くことの意義や目的を深め、進んで働こうとする意欲や態度等を育成する。

Ⅳ 道徳教育

「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」）の時間を核として、豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図る。

- ・道徳教育推進担当者を校務分掌に位置づけ、全教職員の共通理解により、道徳教育の全体計画、道徳科の時間の年間指導計画を作成するとともに、内容項目のすべてを指導する。
- ・道徳科の指導方法について、道徳的諸価値について教材や体験等から考えたことを、議論を通して多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりで考察できるよう、教材提示や発問、話し合いの形態や板書等の指導方法を工夫し「考え、議論する道徳」に向けた授業改善に努める。
- ・地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進する。

V 人権教育

「生きる力」を育む教育活動の基礎として、各教科、「特別な教科 道徳」、特別活動等あらゆる教育活動において、計画的・総合的に推進する。

- ・人権尊重の精神に立ち、児童の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図る。
- ・SNS等、インターネット上の差別やいじめなどが生起していることにも留意し、指導にあたっては、知識の理解にとどまらず、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面したときに行動できる態度や技術・技能を身につけるよう指導・支援する。
- ・ハラスメントに関して、「性的志向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたりすることもセクシャル・ハラスメントであることを十分認識した上で、指導する。
- ・障害の有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人一人を尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを、学校全体で進める。
- ・人権侵害事象が生じた場合、教育委員会に報告し、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応する。差別等を受けた児童の人権を擁護することを基本とし、関係した児童等の背景や要因をはじめ、事実関係を的確に把握・分析し、明らかな教育課題の解決に努める。
- ・児童虐待の防止にあたり、児童がささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築し、また、子どもの貧困等を含め、気になる児童に対しては家庭訪問を行うなど、児童や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努める。さらに、専門家や関係機関と連携する。
- ・児童虐待への認識を深め、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、虐待を発見した場合やその疑いがある場合は、子どもの育ち見守り室（ととな）や子ども家庭センターへ速やかに通告し、教育委員会に報告する。また、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発に努める。
- ・関係機関への通告後も、組織的に対応し、虐待を受けた、または受けたと思われる児童が安心して学校生活を送れるよう、教職員間で情報共有を行う。必要に応じて、専門家や関係機関とも連携する。
- ・「要保護児童対策地域協議会」（要対協）において、虐待ケースとして登録されている児童について、関係機関から見守りの記録等を求められた場合、書面にて提出する。不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由に関わらず、休業日を除き、継続して7日間欠席した場合は、情報提供または通告する。（一時保護を解除された児童については、注意深く見守る。）
- ・ジェンダー平等の観点から、性的マイノリティとされる児童についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して児童が相談しやすい環境を整備するとともに、心情に配慮した上で、児童が正しく理解できる教育に努める。
- ・生命の尊さや戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて、基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について、児童に主体的に考えさせるよう努める。

VI 健康教育

児童が生涯を通じて、自ら心身の健康の保持増進を図る実践力を育成する。

- ・「学校保健安全法」に基づき、学校保健計画を策定する。
- ・望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組の推進が必要なことから、学校園・家庭・地域及び関係機関が連携して、児童の生活習慣の確立に向け取り組む。

- ・児童の健康管理等については、保護者・学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師・主治医・地域の保健医療機関等と十分な連携を図るとともに、本人自らの健康を保持増進できる資質・能力を児童に育成することができるよう、年1回以上、委員に保護者を含む学校保健委員会を開催する。
- ・基本的な生活習慣の乱れ、生活習慣病の兆候、感染症や心の健康問題、また、アレルギー疾患等による児童の健康にかかわる課題解決を図る為、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童徒が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育の充実を図る。
- ・性に関する指導及びエイズ教育を推進する際には、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図る。
- ・感染症等の予防について、手洗い、うがい、咳エチケット等の感染防止対策を励行し、病気に対する正しい知識といじめ等、人権に配慮した指導を行う。
- ・学校生活における健康管理に配慮し、特に熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るなどの対策を講じる。その際、熱中症指数計等により環境温度の計測を行い、「熱中症予防運動指針」を参考にし、対応する。

VII 教職員の服務・働き方改革

教職員は、教育を通じて市民全体に奉仕するものであり、常に全力を注いで、職務の遂行にあたるとともに、勤務時間を意識した働き方をする。

- ・児童への体罰、セクシャル・ハラスメントやわいせつ行為、飲酒運転等、教育公務員であることの自覚のもと、絶対に行わないよう、教職員の不祥事防止を徹底する。
- ・児童に対する指導等の時間をより一層確保する観点から業務内容を見直すなど、働き方改革に取り組む。
- ・教職員の健康保持と快適な職場環境形成を図る。

→メンタルヘルス相談の活用、ストレスチェックの実施

VIII 教職員研修

- ・「Hirakata 授業スタンダード」を基盤とし、発達段階に応じた「学び方」の育成を図る指導方法の研究・実践を行う。
- ・初任者並びに経験の浅い教職員を組織的・継続的に育成するため、実践的な研修を推進する校内体制を整える。管理職、拠点校及び校内指導教員、学年主任、教育推進プランナー等の適切な指導及び助言、支援のもと、組織的・計画的に実施し、指導の充実を図る。
- ・校内研修は、学校の課題などを踏まえ、学習指導の内容・方法について公開授業を実施するなど授業研究に努める。また、夏季休業期間等を活用するなど、年間を通して組織的・計画的に実施する。
- ・新学習指導要領に対応した学習指導の充実を図るため、外国語科・外国語活動、特別の教科道徳、プログラミング教育等の研修を進め、深める。
- ・主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実のため、ICTを効果的に活用するなど、個に応じた指導の充実や指導体制の工夫及び、学習規律の確立について、研究・研修に努める。
- ・校内研修等において、研修を受講した教職員は、その内容を実践・伝達し、日常的なOJTを推進し、学校全体の教育活動に還元する。
- ・大阪府教育庁、枚方市教育委員会が主催する各種研修講座に積極的に参加する。

IX 支援教育

「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりを推進する。

- ・障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級による指導、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行い、障害のある子どもの学びの充実をめざす。
- ・人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターが中心となって校内委員会を運営し、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもと教育活動を推進する。
- ・すべての教科等において、個々の配慮を要する状況を把握した上で、児童が抱える課題に対し、意図や方法を明確にした指導・支援の充実を図る。また、障害のある子どもに必要な支援は、すべての子どもにとっても効果的な支援となりうることから、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組む。
- ・合理的配慮の検討・決定に当たっては、児童の発達段階等を踏まえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図る。
- ・教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、障害の有無に関わらず、支援教育の視点を踏まえた児童理解のもと、取組を進める。
- ・支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習を充実する。
- ・支援学級に在籍及び通級による指導を受ける児童に対する指導にあたり、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成・活用し、個に応じた支援を充実する。
- ・「個別の教育支援計画」を作成・活用するにあたり、合理的配慮の内容を明記するなど、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに、関係機関等とも連携する。
- ・通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮できるよう、通級指導教室と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図る。
- ・適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園や保育所等、関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、児童一人ひとりの障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努める。

X 安全教育

児童が自らの命、安全を確保するための意識を高める。

- ・定期的に施設設備等の点検を実施し、整備に努める。
- ・警察や地域と連携した実践的な防犯訓練の実施により、児童が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成に努める。
- ・学校安全ボランティア等との連携による登下校の安全確保や通学路の点検、保護者への引き渡し訓練等を通じて、事故防止に努める。
- ・歩行者としての交通ルールや、自転車の乗り方マナーを学ぶ交通安全教室を関係機関と連携して実施する。保護者へも家庭における安全意識向上を呼びかける。

XI 生徒指導

生徒指導体制を確立し、学校において安全・安心な教育環境の充実を図り、児童の豊かな人格形成を行う。また、児童及び保護者との信頼関係を基礎とし、体罰、いじめや問題行動等がない学校づくりを推進する。

- ・すべての児童が自他共に認めあえる人権感覚を高める取組となっているかを点検するとともに、

児童会活動等の自主的な活動を支援し、いじめのない学校づくりとともに、すべての児童の「成長を促す指導」を推進する。→児童会や委員会を中心に、いじめについて考える、児童が自ら進んで実行するあいさつ運動、徹底した美化をめざす清掃活動に取り組む。

- ・いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、学校が一体となった指導体制のもと、適切な初期対応と直ちに情報集約、情報共有に努め、事実関係を正確に把握した上で、ケース会議を実施するなど、方針を決定し、組織的な対応を行う。
- ・「レベルに応じた問題行動（非行）への対応チャート」（枚方市版）」及び「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用し、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、早期の指導や被害の拡大防止等、対応する。
- ・暴力行為等、問題行動の未然防止及び早期発見、再発防止を図るため、すべての児童に対する日常的な働きかけを通して、規範意識の醸成に努めるとともに、生徒指導主担者が中心となり、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、関係諸機関と適切に連携する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努める。
- ・いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査等を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努める。発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無を確認する。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・児童及びその保護者からいじめについて相談があった場合、真摯に向き合い、児童及びその保護者に寄り添い傾聴する。
- ・生起したいじめに対し、可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家と協働し、早期解決に努める。
- ・児童の生命身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察署に通報し、援助を求めるとともに、直ちに教育委員会に報告する。
- ・いじめの解消については、相当の期間（およそ3か月を目安とする）において、いじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守るとともに、解消後においても再発防止に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった児童や障害のある児童、外国にルーツのある児童、性的マイノリティ等に係る児童等に対して、いじめが行われることがないように、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・体罰の根絶に向け、日々の実践を点検し、正しい児童理解と信頼関係に基づく指導を行うとともに、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」等を活用して、教職員間において共通認識を深める。
- ・不登校または不登校の兆しのある児童に対し、機を逃さず家庭訪問をするとともに、ICT機器も活用して、児童とつながるなど、きめ細やかに対応する。
- ・不登校が長期化している児童の状況把握に努め、児童及び保護者の心情や家庭環境の実情に寄り添い、個に応じた支援をする。また、必要に応じて「適応指導教室（ルポ）」や民間団体等と連携し、教育の機会の確保を図る。また、欠席が継続している児童に対して、定期的に安全確認を行う。

- ・不登校やその兆しのある児童について、初期段階からの支援体制を構築する。また、小学校での取組を適切に中学校につなぐとともに、新たな不登校を生まない取組を推進する。
- ・不登校児童の状況や背景が多種・複雑であることを踏まえ、児童が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、『不登校児童・生徒の「指導要録上出席扱い」に係るガイドライン』に基づいた対応を行い、児童が主体的に社会的自立をめざせるよう支援する。
- ・携帯電話の使用について、「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、教育活動に支障が出ないよう指導する。また、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成する。
- ・携帯電話等でのSNSや無料電話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行うとともに、被害・加害から児童を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関と連携し、対応する。
- ・心の教室相談員やスクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、児童への教育相談体制を充実するとともに、児童及び保護者の不安や悩みを受け止められるよう、LINE相談窓口や「子どもの笑顔を守るコール」等の相談窓口を周知する。
- ・各家庭をはじめ、PTAや地域諸団体との双方向の情報交流を行い、少年サポートセンター等が実施する「非行防止教室」を開催するなど、少年非行等を防止する。
- ・1学期中のできるだけ早くに、家庭訪問やタブレット端末等のICTを活用し、保護者と対面で面談する等、家庭と繋がる取組を実施する。
- ・学校の「きまり」が、児童の人権に配慮した内容となっているか等を確認する。また、児童の実情や社会の状況を踏まえるため、内容検討に児童を参画させるなど、適切に見直す。

XII 社会教育との連携及び児童の放課後対策

地域と連携しながら、児童が社会と関わる機会を持つ。また、児童の居場所の確保に努める。

- ・自然体験や社会体験等の直接体験を重視するとともに、より効果的な指導の工夫をする。
- ・「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体に協力する。
- ・留守家庭児童会室と連携する。
- ・「オープンスクエア」の運営主体と連携する。